

広報ふたば



【表紙写真】 楽しく遊んだあとは、しっかり手洗い。。。 (ふたば幼稚園)

町民の皆さまへ

夜空に輝く天の川がひときわ美しい季節になりました。

新型コロナウイルスに係る緊急事態宣言が5月25日に全面解除され、学校が再開、外出自粛の緩和など、段階的に日常生活が戻りつつあります。しかし、緊急事態宣言や外出自粛が解除された韓国や中国では新たな集団感染が報告されており、新型コロナウイルスを取り巻く状況はまだまだ予断を許さない状況です。今後は、日常生活に「新しい生活様式」を取り入れ、実践をしていく必要があります。引き続き、一人ひとりの感染対策として「3つの密の回避」や「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗い、うがいの励行」をはじめとした基本的な感染防止対策を継続していかねばなりません。ただし、これからますます気温が高くなってきますので、マスク着用時には、熱中症にも十分気をつけていただくようお願いいたします。

さて、飯館村では特定復興再生拠点区域外の帰還困難区域について、拠点外に復興公園（仮称）を整備し放射線量が低減できれば、帰還困難区域を一括で避難指示解除するよう求める要望がなされ、国が受け止めて検討しているとの報道がありました。

拠点外の帰還困難区域について、双葉町では除染を行った上での避難指示解除を要望しており、6月6日に被災

12市町村の将来像に関する有識者検討会に出席した際、田中和徳復興大臣や内堀雅雄県知事に対し、帰還困難区域全域においてふるさとへの帰還が可能となるよう、しっかりと除染を行った上での帰還困難区域全域の避難指示解除をあらためて強く求めました。併せて、12市町村の復興状況はそれぞれステージが異なっており、避難指示を解除してからかなりの時間が経過した自治体と、双葉町のように一部避難指示を解除しても住民帰還を果たしていない自治体では状況が全く違うことを強く申し上げました。

田中復興大臣からは「12市町村の復興再生に向け、地域ごとに異なる実情を踏まえ、復興のステージに応じた課題や多様なニーズにきめ細かく対応する」との言葉をいただきました。

7月7日は七夕です。七夕の夜には、令和4年春頃を目標とする特定復興再生拠点区域の避難指示の解除と住民帰還、各種復興事業が計画どおりに進捗すること、特定復興再生拠点区域外の帰還困難区域の在り方について方針が速やかに示されること、そして町民の皆さまのご健康を願いたいと思います。暑い夏に向かいます。気温が上昇し、熱中症など体調を崩しやすい季節ですので、新型コロナウイルス感染症防止対策と併せて日ごろの体調管理に気をつけて、暑い夏を乗り切ってください。皆さまようにお願いいたします。

双葉町長 伊澤 史朗

中野地区復興産業拠点への立地協定を締結しました ～ 株式会社 エナジー ～

5月21日、株式会社エナジーと中野地区復興産業拠点への企業立地協定を締結いたしました。

株式会社エナジーは震災前からの町内企業であり、今回の協定に基づき中野地区復興産業拠点内に新たに事務所が設置されます。当地での操業開始は令和3年春頃の予定です。建設業として町の復旧・復興事業にお力添えをいただくことで、さらなる復旧・復興の加速が期待されます。

今回の立地協定により中野地区復興産業拠点への立地協定締結企業は15件20社となりました。



株式会社 エナジー

- 本店所在地
福島県双葉郡双葉町大字新山字前沖44番地5
- 代表者：代表取締役 坂本 新一
- 当地で行う事業：建設業

羽根田信さん（長塚一）が瑞宝双光章を受章

永年にわたり民生・児童委員及び双葉町消防団副団長としての功績が顕著であるとして、羽根田信さんが瑞宝双光章を受章され、5月25日、いわき事務所大会議室において宇佐見明良県相双地方振興局長から勲記と勲章が伝達されました。

羽根田さんは「この度、私こと、令和2年春の栄えある叙勲、瑞宝双光章を賜り、只今伝達をいただきました。これも福島県、双葉町をはじめ関係機関のご指導、ご支援の賜物と感謝しています」とあいさつを述べ、伊澤史朗町長に受章を報告されました。



温かいご支援をありがとうございます



5月18日、前田建設工業株式会社東北支店福島復興関連事務所（総括所長 大澤健一郎様）より、新型コロナウイルス感染症対策のためマスク500枚を寄贈いただきました。



撮影：6月1日

埼玉県の金子バラ園（代表 金子伸昭様）より「町民の皆さまが元気になるように」バラの切り花を埼玉支所へお贈りいただきました。

金子バラ園では東日本大震災以降、避難所や埼玉支所にご支援をいただき、現在も毎月埼玉支所にご支援をいただいております。



6月10日、滋賀県長浜市の市民グループ「福島県双葉町支援の会（代表 岩根博之様）」の山口賢孫さん、和子さんご夫妻より仏花用の小菊30束をお贈りいただきました。

山口さんご夫妻からは毎年たくさんの小菊をお贈りいただいております。



新型コロナウイルス感染症対策



双葉町は3月9日に「新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置し、新型コロナウイルス感染症対策に取り組んでいます。令和2年6月18日現在の主な取り組みをお知らせします。

飛沫感染対策



いわき事務所・教育委員会・郡山支所・埼玉支所、コミュニティーセンター連絡所・南相馬連絡所の窓口にてビニール式のパーテーションを設置しています。



4月15日号のコミュニティ情報紙「ふたばのわ」を送付している世帯に各10枚、5月1日号の広報ふたばを送付している世帯に各8枚、不織布マスクを同封しました。

検温



いわき事務所・教育委員会・郡山支所・埼玉支所にて非接触型の検温を6月30日まで実施。(今後の実施については、新型コロナウイルスの感染状況により決定します)

新型コロナウイルス感染症に関する支援制度ガイドブック

福島県新型コロナウイルス感染症対策本部

第5版・令和2年6月11日現在

※双葉町公式ホームページのトップページ「緊急情報」からもご覧いただけます。

スマートフォン・タブレット用QRコード



特別定額給付金の申請はお済みですか？

新型コロナウイルスの緊急経済対策として、1人につき一律10万円の給付金が支給されます。申請書は町から発送しています。

対象者 令和2年4月27日時点で双葉町の住民基本台帳に登録されている方

給付額 対象者1人につき10万円

申請者 避難先ごとの代表者
(世帯主とは限りません)

申請方法 郵送またはオンラインによる申請

受付期間 令和2年8月17日まで

留意事項

- 申請は、新型コロナウイルス感染防止のため、郵送またはオンライン申請となります。
- オンライン申請は、マイナンバーカードのほか、パソコンとICリーダライタ、もしくは対応するスマートフォン等が必要となります。
- 申請書や添付書類に不備があった場合は、給付金の支給まで時間を要しますので、十分に確認してから申請してください。

ニュースふたば



特別定額給付金についてお知らせ

【問い合わせ先】 健康福祉課 福祉介護係 ☎0246-84-5205

国民健康保険・後期高齢者医療の被保険者の方へのお知らせ 傷病手当金

傷病手当金は、双葉町国民健康保険・福島県後期高齢者医療の被保険者の方が、業務災害以外の理由による新型コロナウイルス感染症の感染やその療養のために仕事を休んだ場合に、所得保障を行う制度です。

自覚症状はないが、検査の結果「新型コロナウイルス陽性」との判定を受け入院し、仕事を休んでいる方や発熱などの自覚症状があり、療養のために仕事を休んでいる方も、傷病手当金の支給対象となります。

対象者 給与等の支払いを受けている被保険者のうち、新型コロナウイルス感染症に感染した者、又は発熱等の症状があり感染が疑われる者であって、かつ、労務に服することができなかった者

適用期間 令和2年1月1日から令和2年9月30日まで

支給対象となる日数 労務に服する予定であったが労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち就労を予定していた日数

支給額 支給額 = 1日当たりの支給額 (直近の連続した3月間の給与収入額の合計額 ÷ 就労日数) × 2 / 3 × 支給対象となる日数
※1日当たりの支給額には、上限があります。

【問い合わせ先】 健康福祉課 国保年金係 ☎0246-84-5205

～プレミアム付き前払利用券のお知らせ～

福島県では新型コロナウイルスに負けずにがんばる飲食店を応援するため、プレミアム付き前払利用券を発行します。おいしく、お得に食べることで飲食店を応援しませんか。

購入方法等 前払利用券取扱店の店頭で1枚1,000円から購入可能です。券を購入した取扱店で1,100円または1,200円分の食事券として利用できます。どちらの券を購入できるかは取扱店係員にご確認ください。消費者1人あたりの購入枚数の制限はありません。(現金購入のみ)

販売時期 6月上旬から順次、利用券取扱店で販売を開始し、9月末まで販売します。

利用期間 令和3年1月末まで

取扱店募集 参加希望事業者は7月末までに最寄りの県内の商工会議所・商工会にお申し込みください。



県HP
QRコード

取扱店一覧など詳しくは県のホームページをご覧ください。福島県商工労働部商工総務課 (☎024-521-8531)、または最寄りの商工会議所・商工会にお問い合わせください。

「自らの命は自らが守る」意識を持ち、適切な避難行動をとりましょう

新型コロナウイルス感染症が収束しない中でも、災害時には、危険な場所にいる人は避難することが原則です。

知っておくべき5つのポイント

- 避難とは「難」を「避」けること。
安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要はありません。
- 避難先は、小中学校・公民館だけではありません。
安全な親戚・知人宅に避難することも考えてみましょう。
- マスク・消毒液・体温計が不足しています。
できるだけ自ら携行してください。
- 市町村が指定する避難場所、避難所が変更・増設されている可能性があります。
災害時には居住する市町村ホームページ等で確認してください。
- 豪雨時の屋外の移動は車も含め危険です。
やむを得ず車中泊をする場合は、浸水しないよう周囲の状況等を十分確認してください。

内閣府(防災担当)・消防庁

令和2年度の熱中症予防行動

「新しい生活様式」における熱中症予防行動のポイント

新型コロナウイルスの出現に伴い、感染防止の3つの基本である①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗いや、「3密(密集・密接・密閉)」を避ける等の「新しい生活様式」が求められています。このような「新しい生活様式」における熱中症予防行動のポイントは以下のとおりです。

- | | |
|---|--|
| <p>1 暑さを避けましょう</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染症予防のため、換気扇や窓の解放によって換気を確保しつつ、エアコンの温度設定をこまめに調整を | <p>3 こまめに水分補給しましょう</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1日あたり1.2リットルを目安に |
| <p>2 適宜マスクをはずしましょう</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マスクを着用しているときは、負荷のかかる作業や運動を避け、周囲の人との距離を十分にとった上で、適宜マスクをはずして休憩を | <p>4 日頃から体調管理をしましょう</p> <ul style="list-style-type: none"> ・体調が悪いを感じた時は、無理せず自宅で静養を |
| | <p>5 暑さに備えた体作りをしましょう</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水分補給は忘れずに、無理のない範囲で |

高齢者、子ども、障がい者の方々は、熱中症になりやすいので十分に注意しましょう。3密(密集・密接・密閉)を避けつつ、周囲の方からも積極的な声かけをお願いします。

環境省・厚生労働省

新型コロナウイルス感染症に関連した法務大臣メッセージ

新型コロナウイルス感染症に関連して感染者・濃厚接触者、医療従事者等に対する誤解や偏見に基づく差別は決してあってはなりません。

法務大臣メッセージは、YouTube 法務省チャンネル (<https://youtu.be/RYS00qCxo-0>) をご覧ください。

法務省の人権擁護機関では、新型コロナウイルス感染症に関連する不当な差別、偏見、いじめ等の被害に遭った方からの人権相談を受けて付けています。困ったときは、一人で悩まず相談してください。

- ・みんなの人権110番
☎0570-003-110
- ・子どもの人権110番
☎0120-007-110
- ・女性の人権ホットライン
☎0570-070-810

インターネット受付

インターネット人権相談

検索



支えあおう、心といのち



新型コロナウイルス感染症は、「誰もが感染しうること」「誰もが気づかぬうちに感染させてしまう可能性があること」を考えると、不要不急の外出は控える、3密を避けるなどこれまでとは違った生活をもう少し続けることは重要かもしれません。しかし、新型コロナウイルス感染症対策の影響によりこれまでのように自由に友人と会えない・会わない、などの状況も大きなストレスになってしまいます。

あなたの周りにこんな人はいませんか？

- ・ 長期間ふさぎ込んでいる
- ・ 行動が投げやりになる
- ・ 態度や外見が急に変わる
(口数が極端に少なくなる、好きなことに興味を示さなくなる、身なりに構わなくなるなど)
- ・ 大きな損害を被ったり生活が大きく変わったりする
- ・ やりかけのことを片付けたり、身の回りの整理をしたりする
- ・ 薬物依存や過度の飲酒がある
などは自殺につながる危険な兆候です。

このほか、

- ① 肉親や友人の死によるショック
- ② 離婚・離別、恋人との別れ
- ③ 学業不振や受験・就職の失敗
- ④ 失業や職場での困難
- ⑤ 社会的な不名誉(訴訟や事件の関係者など)

これらも心と身体のバランスを崩す要因です。最悪の場合、自殺のきっかけとなります。とくに②と④が重なるとリスクが高くなると言われています。

周囲に「助けてほしい」とサインを発している人がいないか、少し関心を持ってみましょう。例えば、「もうだめ」「おしまい」「もうどうでもいい」などの言葉は、軽く聞き流さずに本気で汲んであげるようにしましょう。

今日からできる対策としては「一人で我慢しない」「相談する」「身近な人の悩みに気づき声をかけてみる」などがあります。また、『きづく・つなぐ・みまもる』も有効です。

・「きづく」

周りの人の悩みに気づき、耳を傾けましょう

・「つなぐ」

早めに専門家に相談するよう促しましょう

・「みまもる」

温かく寄り添いながら、やさしく見守りましょう

新型コロナウイルス感染症はこれからもいろいろな形で私たちの生活に影響を与えます。生活困窮や過度のストレスから、自分を守るためにもできるだけ早いうちから専門機関に相談しましょう。

「早期発見」「早期対応」は「早期回復」につながります。

相談機関

福島県相双保健福祉事務所

☎ 0244-26-1132

こころの健康相談ダイヤル

(ナビダイヤル) ☎ 0570-064-556

【問い合わせ先】 健康福祉課健康づくり係 ☎ 0246-84-5205

生活物資支援意向確認実施のお知らせ

毎年年末に、町民の皆さまへ配送しております生活物資につきまして、今年度も避難世帯ごとに、配送を予定しております。

お届け先は、町に届出のある避難先にしているところですが、例年、「保管期間満了」や「あて所なし」で多くの生活物資が戻ってきております。

このようなことから、今年度も事前に生活物資支援

意向確認を実施し、ご希望のあった世帯へ配送することとしました。

つきましては、7月中を目途に生活物資支援意向確認を往復はがきにより実施しますので、報告期限までにご返信くださるようお願いいたします。

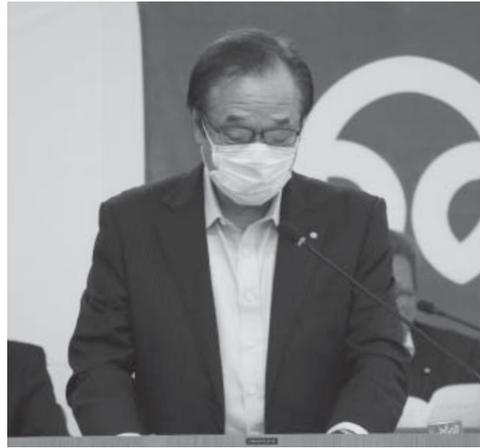
なお、ご不明な点がございましたら、下記の問い合わせ先までご連絡ください。

【問い合わせ先】 生活支援課 生活支援係 ☎ 0246-84-5419

令和2年第2回双葉町議会定例会

6月16日招集の令和2年第2回議会定例会で、伊澤史朗町長が行政報告を行いました。その概要をお知らせします。

行政報告



この間、4月と5月の2回に渡って世帯へのマスクの配布や、感染予防対策の啓発活動を行い、また、双葉町役場いわき事務所をはじめ、埼玉支所や郡山支所等において、4月13日から来庁者の検温や窓口での飛沫感染防止のビニールカーテンの設置等を行っております。

町民の皆さんにおかれましても、「不要不急の外出や密閉・密集・密接の“3つの密”を避けること」「こまめな手洗いや消毒」「マスクの着用」など、ご自身でできる感染予防策にご協力をいただいていることと思います。

その後、政府は5月14日、福島県を含む39県の「緊急事態宣言」を解除し、5月25日には首都圏1都3県と北海道についても解除をいたしました。

また、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として取り組んでいる「特別額給付金」ですが、本町においては、5月13日に町民の皆さんに申請書を発送し、5月18日から申請受付を開始、5月25日から順次支払いを行っているところです。

「緊急事態宣言」が解除されましたが、新型コロナウイルスを取り巻く状況はまだまだ予断を許さない状況であり、再び感染が拡大する可能性も十分

にあります。引き続き、「3つの密の回避」や「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「こまめな手洗い」をはじめとした基本的な感染防止対策の継続など、感染拡大を予防する「新しい生活様式」を定着させていく必要がありますので、皆さんのご理解とご協力をお願いします。

東日本大震災双葉町追悼式

東日本大震災と福島第一原子力発電所事故から9年となる3月11日、いわき市内において、ご遺族と関係者が参列し、東日本大震災双葉町追悼式を挙行いたしました。

午後2時40分より政府による東日本大震災総理大臣官邸献花式の中継に合わせ、午後2時46分には犠牲者のご冥福を祈り1分間の黙とうを捧げ、ご遺族の悲しみに寄り添いながら、町の復興と町民の皆さん一人ひとりの心の復興の道を、共に歩んでまいることがお誓い申し上げます。

今回の追悼式は、新型コロナウイルス感染症対策のため、町職員の参加を縮小し、参列者のマスクの着用と手指消毒の徹底を図りながら実施いたしました。



町立幼稚園入園式・小中学校入学式

4月6日、新型コロナウイルス感染症防止対策として規模を縮小し、双葉町立小・中学校合同入学式及びふたば幼稚園入園式を挙行いたしました。南小学校に5名、中学校に7名が入学、ふたば幼稚園に3歳児1名が入園いたしました。園児、児童、生徒の合計人数は昨年度当初より7名少ない47名となりました。

新型コロナウイルス感染症防止のため、4月13日から町立幼稚園、小・中学校を臨時休業といたしました。教育委員会では、子供たちの学習を受ける機会を確保するために、4月20日からオンライン授業を実施し、継続的に学習・生活支援を行い、学校再開に備えてまいりました。

5月14日、政府から福島県を含む39県の「緊急事態宣言」が解除され、5月24日をもって、県からの学校等の休業要請が解除されたことを受け、25日から段階的に学校を再開し、6月1日から全面的に教育活動を再開したところです。

中野地区復興産業拠点への企業立地協定締結式

5月21日、いわき事務所において、地元企業である株式会社エナジーと中野地区復興産業拠点への企業立地協定締結式を行いました。これまで15件、20社と立地協定を締結し、引き続き、産業拠点へ進出を希望する企業と現在詳細協議を行っており、協議が整った企業から順次企業立地協定を締結していく考えです。

3月定例会以降の行政経過

新型コロナウイルス感染症対策

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、政府は、4月7日に7都府県、4月16日には全国を対象に「緊急事態宣言」を発令いたしました。本町においては、3月9日に庁内に双葉町新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、これまで9回に渡り感染拡大防止対策等の協議を進めてまいりました。

皆さまから寄せられた、双葉町ふるさと応援基金の 運用状況を公表いたします

全国の皆さまからお寄せいただきました「双葉町ふるさと応援基金（ご寄附）」に心より感謝申し上げます。お寄せいただきました寄附金の運用状況については、下記のとおりです。

積み立てた基金は、ご寄附いただきました皆さまのご主旨に沿うよう、今後大切に活用させていただきます。

ふるさと応援基金積立金積立額（令和2年3月31日現在） **56,555,186円**

【令和元年度 双葉町ふるさと応援基金の件数と金額】 寄附金実績

	件数	金額
「人づくり」に関する事業	8件	150,000円
「産業振興」に関する事業	4件	230,000円
「健康・福祉」に関する事業	5件	94,000円
「生活・環境」に関する事業	10件	165,000円
「行財政の運営」に関する事業	1件	5,000円
町長が必要と認めた事業（事業の指定なし）	63件	3,356,311円
合計	91件	4,000,311円

【平成20年度から令和元年度までの件数と金額】

	件数	金額
「人づくり」に関する事業	84件	7,224,025円
「産業振興」に関する事業	56件	2,250,000円
「健康・福祉」に関する事業	96件	4,435,162円
「生活・環境」に関する事業	135件	14,561,319円
「行財政の運営」に関する事業	30件	652,000円
町長が必要と認めた事業（事業の指定なし）	537件	41,163,931円
預金利息	—	17,953円
合計	938件	70,304,390円

～ご寄附いただきました皆さま、ありがとうございました～

【問い合わせ先】 総務課 ☎0246-84-5201

コンビニエンスストア等における住民票などの 各種証明書の自動交付サービスの一時停止について

コンビニエンスストア等におけるマイナンバーカードを利用した住民票などの各種証明書の自動交付サービスについて、システムメンテナンスのため、次の期間中は、証明書の発行ができませんのでご注意ください。ご迷惑をおかけしますが、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

- **停止期間※** 令和2年7月23日（木）から7月26日（日）の終日
コンビニ交付サービスのサービス提供再開時間は、7月27日（月）6時30分からです。
- **出力が停止される帳票** 次のすべての帳票
住民票の写し、印鑑証明書、戸籍の全部事項証明書（戸籍謄本）、戸籍の個人事項証明書（戸籍抄本）、戸籍の附票の写し、所得・課税証明書

※コンビニエンスストア等における証明書等の自動交付サービスの利用可能時間は6時30分から23時00分までです。

【問い合わせ先】 戸籍税務課 ☎0246-84-5204

～教育長メッセージ～

夢と希望のある「学び」へ

令和2年4月6日（月）、新型コロナウイルス感染予防の対策を取りながら、町立学校において入園式、そして小・中学校合同の入学式が挙行政され、「新年度がスタートできた」と思っていた矢先、国、県の休校要請を受け園児、児童・生徒の皆さんはもちろん学校教育に携わる関係職員そして教職員の皆さんの生命の安全を第一に考え、再度臨時休校の措置をいたしました。県内外に区域外就学されている児童・生徒の皆さんも、臨時休校に伴い外出自粛や、不自由で不安な生活が長引き大変な思いとご苦労をされたことと思います。

5月25日（月）からは感染リスクを低減させる対策を取りながら、段階的に町立学校を再開させ、6月1日（月）より全面的な学校再開となりました。全国的にみると、感染拡大状況により学校再開時期の違いはありますが、どの学校でも1学期に予定していた学校行事等を中止や延期せざるを得ない状況下で、学習内容をきちんと履修させ、定着のためにカリキュラムの見直しや補充授業などに取り組んでいるところだと思ひます。

この未知のウイルスについては、世界中においてワクチン開発や薬効のある新薬の開発に専門家が取り組んでおりますが、これからは、ただ収束を待つのではなく、ウイルス対策をして付き合っていくという心構えが必要なのかもしれません。そのためにも、学校現場はもちろん、家庭に置かれましても想像力を豊かにして、生活の中で感染症対策となる場面を想定し、感染リスクを低減する行動・習慣をみんなで作り上げていくことが大切であると思ひます。そして、目に見えない恐怖が起す社会的問題として、

- (1) 感染への不安や、いろいろな活動・行事の自粛等によるストレスから心が不安定になるケース
- (2) 感染者、濃厚接触者、対策に携わっている医療従事者とその家族等に対する偏見や差別

という場面が懸念されております。区域外就学でお世話になっている、各教育行政区においてスクール・カウンセラーやスクール・ソーシャル・ワーカー等の関係機関との連携はもちろん、各学校において教職員全体で連携しながら児童・生徒の心身の状況把握と心のケアに取り組む指導体制は整えられております。早期発見・早期対応のためにも、身近な学校、担任の先生にご相談ください。

なお、相談窓口として、次のような機関もありますので、お知らせしておきます。

★ **ダイヤルSOS (0120-453-141)**

★ **ふくしま24時間子どもSOS (0120-916-024)**

また、生涯学習の婦人学級、自治会等の年間活動計画におきましても、現在まだ見合わせ検討中の行事等もあると思ひますが、学級委員長を中心に委員の皆さんと、今後の感染状況を確認しながら、基本的な感染症対策に取り組むことを前提に、活動実施の可否の検討をお願いします。また、不安な点や相談事項等がありましたら町教育委員会までご連絡いただければと思ひます。

今後、生活圏におけるまん延状況及び新たな情報や知見が得られれば、迅速かつ的確に対処できるよう関係機関と連携した保健管理体制を築いてまいりたいと思ひます。

双葉町教育委員会 教育総務課 TEL: 0246-84-5210 FAX: 0246-84-5248
メール: kyouiku@town.futaba.fukushima.jp

双葉町教育委員会教育長 館下 明夫

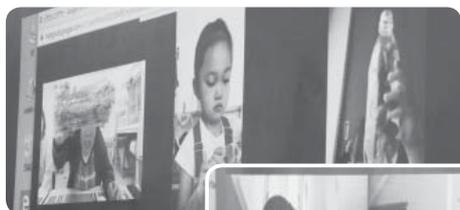


オンライン保育 ～ふたば幼稚園～



5月19日・26日、ふたば幼稚園において、タブレット端末を利用して音声と映像を相互に配信して行う「オンライン保育」を実施しました。

1回目の19日には絵本の読み聞かせ、2回目の26日には工作教室が行われました。工作教室では、ペットボトルや画用紙などを使い、音が鳴るカエルのおもちゃを製作しました。画面に工作過程を映しながら進め、はさみを使う時には画面を見ずに手元に集中するように促し安全面にも配慮しながら、全員がカエルのおもちゃを完成させました。



◆ 町の歴史がわかる文化財（資料）を保全しています ◆

ご自宅に古い書き付けや道具などの文化財はありませんか？町では、個人や町にとって貴重な文化財を後世に残す取り組みを進めています。虫食いやボロボロで見た目が悪くても町の歴史を知ることができる貴重な資料となることがあります。

家屋解体を希望されている方には優先的に対応いたします。小さな情報でも結構ですので、お気軽にお問い合わせください。

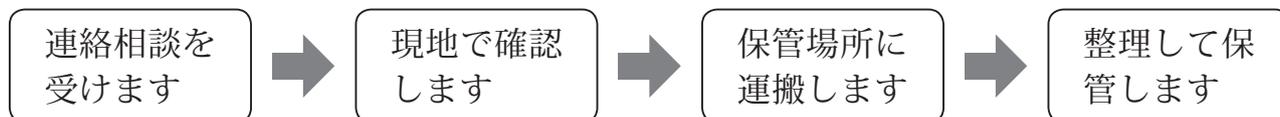
文化財とは、こんなもの

昔の書き付け（古文書）、隣組などの古記録、手紙、本、雑誌、掛軸、焼物、生活用具、刀剣類、標本、農具、写真、ビデオテープ、玩具など

保管の方法は2通りあります

- 所有者はそのまま町が保管します
- 寄贈を受けて町が保管・管理します

◆ 保全の流れ ◆



【問い合わせ先】 双葉町教育委員会 教育総務課 生涯学習係 ☎ 0246-84-5210

令和2年度「第73回福島県総合体育大会 県民スポーツ相双地域大会の開催中止」のお知らせ

令和2年9月6日（日）に開催予定でありました「県民スポーツ相双地域大会」は、上部大会である第73回福島県総合体育大会の開催中止に伴い、中止とする連絡がありましたのでお知らせいたします。

令和3年度 双葉町職員(社会人経験者)採用候補者試験 受 験 案 内

- 受付期間 令和2年7月15日(水)から令和2年8月14日(金)まで
- 第1次試験日 令和2年9月20日(日) 9:00~12:05(予定)

- 受付は、月曜日から金曜日の業務時間内(8:30~17:15)(祝日を除く)
- 郵送による申込書提出の場合は、令和2年8月12日(水)までの消印有効。
- 申込用紙は、双葉町いわき事務所総務課(2階事務室)で交付しています(全職種)。
また、申込用紙は、町公式ホームページからのダウンロードや郵送による請求も可能です。郵送での請求方法は、「6 受験手続」を参照してください。
- ※申込書の提出先は双葉町いわき事務所総務課となります。郡山支所及び埼玉支所では受付できませんのでご注意ください。
また、申込用紙には添付する書類がありますので、早めに手続きをお願いします。

1 試験職種と採用予定人員

職 種	行政職	土木職	管理栄養士
採用予定人員	若干名	若干名	若干名



2 受験資格

【共通】民間企業等における職務経験を4年以上有する方又は青年海外協力隊等における活動経験を2年以上有する方(学歴は問いません)

行政職	昭和50年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた者
土木職	昭和50年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた者
管理栄養士	昭和50年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた者 ※管理栄養士の資格を有する者又は令和3年3月までに取得見込の者

※ただし、次の各号のいずれかに該当する者は受験できません。

- (1) 日本国籍を有しない者
- (2) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 本町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 試験の方法及び内容

(1) 第1次試験

試験種目	試験職種	出題分野
社会人基礎試験 (筆記)	全職種	<ul style="list-style-type: none"> ・社会的関心と理解について問う分野、言語的な能力を問う分野、論理的な思考力を問う分野 ・社会人の職務・職場への適応性に関する調査 ・公務員に求められる資質について性格特性をみる ・職場に求められる対人関係に関する適応性をみる

(2) 第2次試験(全試験職種共通)

試験職種	試験内容
全職種	<ul style="list-style-type: none"> (ア) 論文試験 論理性、表現力をみる (イ) 口述試験 個別面接による人物評価 (ウ) 身体検査 医師発行の身体検査書を提出

4 試験の期日及び場所

区分	期日	場所	合格発表
第1次試験	令和2年9月20日(日) 9:00~12:05 予定	福島県自治会館(※) (福島市中町8番2号)	11月上旬頃
第2次試験	日時・場所などの詳細は、第1次試験合格者に通知します		第2次試験日から 30日以内の日

※受験者が多い場合、試験会場が変更となる場合があります(試験会場が変更となる際は個別にご連絡いたします)。

5 合格者の採用

(1) 合格者は採用候補者名簿に記載され、令和3年4月1日以後欠員が生じた都度採用されます。(この採用候補者名簿の有効期間は原則として、1年間です)

(2) 例えば、令和3年4月1日付けで採用された場合、最低でも令和3年9月30日までの期間は条件附職員として役場の行政事務補助員として業務に就いていただき、適性を判断した後各課に正職員として配属になります。したがって、正式採用は、令和3年10月1日以後になります。また、この条件附採用職員の期間に役場職員として相応しくないと判断された場合は、正式採用されない場合がありますのでご留意願います。

(注) 受験者本人並びに第三者に関わらず、採用を有利に運ぶ目的をもって便宜を図るための行為をした場合は受験資格を失います。また、採用後この事実が明らかとなった場合は、採用が取り消されます。

7 試験結果の開示

試験の結果については、双葉町個人情報保護条例第17条の規定により、口頭で請求できます。ただし、電話、はがき等による請求では開示できません。受験者本人であることを明らかにする顔写真入りの書類(運転免許証、学生証、旅券等)を持参のうえ、受験者本人が直接、双葉町いわき事務所総務課へおいでください。

試験	開示請求できる者	開示内容	開示期間
第1次試験	第1次試験不合格者	総合得点・順位	合格者発表日から1カ月間
第2次試験	第2次試験受験者		

6 受験手続

(1) 申込用紙の請求

申込用紙は、双葉町いわき事務所総務課で交付します。郵便により申込用紙を請求する場合には、封筒の表に「職員(社会人経験者)採用試験申込用紙請求」と朱書きし、120円切手を貼った宛先明記の返信用封筒(角形2号:240^{ミリ}×332^{ミリ})を必ず同封し、双葉町いわき事務所総務課へ郵送してください。

申込用紙は町公式ホームページからもダウンロードすることができます。

郡山支所及び埼玉支所での用紙交付及び郵便請求による申し込みはできません。

(2) 申込方法

申込用紙に必要事項を記入し、必要書類を添えて双葉町いわき事務所総務課へ提出してください。また、郵送により申込用紙を提出する場合は、封筒の表に「職員(社会人経験者)採用試験申込」と朱書きし、添付書類を添えて必ず簡易書留で郵送してください。

【添付書類】

- 84円切手を貼った宛先明記の返信用封筒(長形3号:120^{ミリ}×235^{ミリ})
- 履歴書(市販のものでも可能)
- 誓約書

(3) その他

- ① 受験票を受領したときは、最近6か月以内に撮影した本人の写真(上半身、脱帽、正面向き、縦6cm×横4.5cm)1枚を写真欄に貼って受験当日必ず持参してください。(受験票がない場合又は受験票に写真が貼っていない場合は受験できません)
- ② 受験の際は、「HB」の鉛筆と消しゴムを持参してください。これ以外の筆記用具は使用できません。
- ③ 会場には駐車場がありませんので、試験当日の試験会場への自家用車の乗り入れはご遠慮願います。また家族による送迎も会場周辺の渋滞により遅刻するおそれがあるので、公共交通機関を利用してください。

※福島県自治会館へは、JR福島駅から徒歩約15分です。

【問い合わせ先】 〒974-8212 福島県いわき市東田町2丁目19-4

双葉町いわき事務所 総務課 行政係 ☎0246-84-5201

後期高齢者医療被保険者証の更新について

－ 新被保険者証を郵送します －

現在お持ちの被保険者証の有効期限が、令和2年7月31日までとなっております。

令和2年8月1日以降の被保険者証について、7月下旬ごろに役場に届け出のある避難先住所に郵送いたしますので新たに申請の必要はありません。

届出のある避難先住所に変更のあった方は、7月10日(金)までにご連絡ください。連絡が遅れますと指定地に送付できない場合がありますのでご注意ください。

<簡易書留郵便での送付について>

被保険者証は、簡易書留郵便で送付いたしますので、配達時にご不在の場合は郵便局に一時保管されます。再配達については、「郵便物お預かりのお知らせ」に記載の連絡先へお問い合わせください。郵便物の保管期間は1週間ほどですとお早めにお問い合わせください。なお、被保険者証を送付する封筒は双葉町のものではなく、福島県後期高齢者医療広域連合と記載のある封筒になりますので、お間違えのないようにしてください。

<標準負担額減額認定証について>

標準負担額減額認定証(以下、認定証)の有効期限は令和2年7月31日までです。8月以降の認定証の交付については、申請が必要となります。認定証は申請のあった月の1日からの発行期日となりますので、該当する方は8月末までには申請してください。

申請書については町のホームページ又は、福島県後期高齢者医療広域連合ホームページからダウンロードできます。ダウンロードできない場合には申請書を送付いたしますので、ご連絡ください。

<有効期限の切れた被保険者証について>

有効期限の切れた被保険者証は、自己責任のもと裁断して破棄していただくか、いわき事務所健康福祉課まで返却してください。

【福島県後期高齢者医療広域連合ホームページ URL】
<http://fukushima-kouikirengou.lineup.jp/>

【問い合わせ先】 健康福祉課 国保年金係
☎0246-84-5205

双葉町国民健康保険にご加入の皆さまへ

(8月更新の高齢受給者証等について)



【高齢受給者証及び 特定疾病療養受療証の更新について】

国民健康保険高齢受給者証(70歳から74歳の方が対象)及び国民健康保険特定疾病療養受療証(人工透析治療を行う必要のある慢性腎不全など特定疾病に該当している方で受療証の交付を受けている方が対象)が令和2年8月1日に更新となります。

新しい高齢受給者証及び特定疾病療養受療証は、7月下旬に避難先住所に送付いたします。避難先住所に変更のある方は、7月10日(金)までにご連絡ください。連絡が遅れますと指定地に送付できない場合がありますのでご注意ください。

高齢受給者証は、医療機関等を受診する際に必ず保険証・一部負担金等免除証明書と一緒に窓口に提示してください。

【標準負担額減額認定証の申請について】

標準負担額減額認定証(以下：認定証)は、住民税非課税世帯の方の入院時食事療養費及び入院時生活療養費が減額となる認定証です。認定証は申請のあった月の1日から毎年7月31日まで有効です。原則事前申請となっており、食事療養費の支払い後に遡って申請することはできません。申請を希望する方は、申請書を郵送いたしますので、いわき事務所健康福祉課までご連絡ください。

有効期限が令和2年7月31日までの認定証をお持ちの方で、8月以降も引き続き認定証を必要とされる方は、8月末までに申請してください。

【有効期限の切れた高齢受給者証および 認定証について】

有効期限の切れた高齢受給者証等は、自己責任のもと裁断して破棄していただくか、いわき事務所健康福祉課まで返却してください。

【問い合わせ先】 健康福祉課 国保年金係
☎0246-84-5205

原子力災害に伴う

国民年金保険料特例免除の期限延長について

東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴い、避難指示・屋内退避指示を受けた市町村に、平成23年3月11日時点で住所を有していた方は、ご本人からの申請に基づき、国民年金保険料の免除及び学生納付特例を審査する際、所得の審査をしないことになります。

○対象となる期間

- 免除・納付猶予震災特例：
令和2年7月分～令和3年6月分
- 学生納付特例：
令和2年4月分～令和3年3月分

※上記の期間より前の期間について、これまで免除等をしなかった方や保険料が未納となっている方についても、申請することができます。申請できる期間は申請した日からさかのぼって2年1カ月前までの期間です。

なお、申請書の受付はいわき事務所健康福祉課、または最寄りの年金事務所窓口で行っておりますので、お手続きください。

申請書は [日本年金機構ホームページ](http://www.nenkin.go.jp/n/www/index.html)

(<http://www.nenkin.go.jp/n/www/index.html>) からダウンロードできます。申請書をダウンロードできない場合には送付いたしますので、いわき事務所健康福祉課までご連絡ください。

【免除が承認された期間の年金額について】

免除となった期間の将来受給できる年金額は、保険料を納付した場合の年金額の2分の1で計算されます。

【追納制度について】

免除期間の保険料は、10年以内であれば、後から保険料を納付（追納）することができます。ただし、承認された期間の翌年度から起算して、3年度目以降に追納する場合には、当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乘せされますので、ご注意ください。

【国民年金基金・農業者年金に加入されている方へ】

国民年金基金や農業者年金に加入されている方については、免除申請が承認されますと、国民年金基金・農業者年金を脱退することになりますのでご注意ください。詳しくは国民年金基金及び農業者年金基金の各窓口までお問い合わせください。

※2号被保険者（厚生年金などに加入している方）、3号被保険者（2号被保険者に扶養されている配偶者）、20歳未満の方、60歳以上の方などは、申請の対象外となります。

学生の方は、学生納付特例による申請となります。

【問い合わせ先】 健康福祉課 国保年金係

☎0246-84-5205

【農業者年金に関する問い合わせ先】

農業委員会事務局 ☎0246-84-5214

◆◆ 双葉町敬老会の開催について ◆◆

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため多くのイベント等が中止される傾向にありますが、避難生活によりご苦労が多いなかご敬老を迎える皆さまに、ふるさと双葉町を共有し旧交を温めていただきたく、感染予防対策を講じたうえで下記により敬老会を開催する方向で準備を進めています。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況等によっては、皆さまの感染リスクを鑑みやむを得ず中止とさせていただく場合もございますので、ご承知おきください。

開催日：令和2年9月24日（木）

開催場所：いわき市植田町八幡台6番地 八幡台やまたまや

対象の方：令和2年度中に65歳以上となる方（昭和31年4月1日以前生まれの方）で、令和2年6月1日現在双葉町に住民登録のある方。または、平成23年3月11日時点で双葉町に住民登録があった方。

祝
敬老

※現時点では昨年度と同程度の送迎バス運行を予定しております。申込状況により運行ルートの変更や運行ができない場合もございますのであらかじめご了承願います。マイカーでの参加も可能です。交通事故に十分注意し、安全運転でお越しください。

※参加の申し込みにつきましては、先に送付している「令和2年度双葉町敬老会の開催について（お知らせ）」をご確認ください。

【問い合わせ先】 健康福祉課 福祉介護係 ☎0246-84-5205

総合健診・がん検診のおしらせ

1年に1度は健康診査・がん検診を受けて健康管理にお役立てください。

*新型コロナウイルス感染症の状況により日程および健(検)診方法に変更が生じることがあります。その際は、速やかにお知らせします。

【福島県内に避難している方】

6月下旬に意向調査をお送りしました。希望する健(検)診の種類・会場を選んで必ずご返送ください。健診を希望しない方も希望しない理由を記入のうえ調査票をご返送してください。ご協力をお願いします。

実施日	地区	会場	健(検)診内容・対象等			
			種類	対象年齢		
総合健診	9月7日(月)	南相馬	原町生涯学習センター(サンライフ南相馬) (南相馬市原町区小川町322-1)	健康診査 ※1	30歳以上の男女	
	9月14日(月)	会津若松 ※2	アピオスペース(大熊町と合同) (会津若松市インター西90)	骨粗鬆症検診	40歳・45歳・50歳・ 55歳・60歳・65歳・ 70歳になる女性	
	9月18日(金)	郡山	福島県農業総合センター (郡山市日和田町高倉字下中道116)	肝炎	40歳の男女	
	10月1日(木)	白河	白河市国体記念体育館(富岡町、大熊町と合同) (白河市北中川原30)	がん 検 診	肺	40歳以上の男女
	10月2日(金)	いわき	県営復興公営住宅勿来酒井団地集会所 (いわき市勿来町酒井)		胃	30歳以上の男女
	10月5日(月)	福島	福島市国体記念体育館(富岡町、大熊町と合同) (福島市仁井田字西下川原41-1)		大腸	30歳以上の男女
	10月12日(月)	いわき	グランパルティいわき (いわき市平谷川瀬1-7-1)		前立腺	50歳以上の男性
	10月13日(火)	いわき	勿来市民会館 (いわき市錦町上川田21)	※1 健康診査の内容は、身体計測、血液検査、尿検査、血圧測定、眼底検査、心電図検査です。 健康診査には、特定健診、後期高齢者健康診査を含みます。 ※2 会津若松会場での骨粗鬆症検診はありません。		
	★総合健診会場では県民健康調査もあわせて受診できます。					
乳がん	10月7日(水)	福島	サンライフ福島：福島市北矢野目檀ノ腰6-16			
	10月16日(金)	いわき	双葉郡立勿来診療所：いわき市勿来町酒井字青柳16			
	10月22日(木)	いわき	泉公民館：いわき市泉町4-13-11			
	10月23日(金)	いわき	保健衛生協会いわき地区センター：いわき市小島町2-14-7			
	10月26日(月)	郡山	大槻ふれあいセンター：郡山市大槻町字中前田56-1			
	11月16日(月)	郡山	大槻ふれあいセンター：郡山市大槻町字中前田56-1			
	12月3日(木)	会津若松	(大熊町と合同)：会場については検討中			
	2月15日(月)	南相馬	原町生涯学習センター(サンライフ南相馬)：南相馬市原町区小川町322-1			
子宮がん	★時期は地区によって異なり、医療機関での個別検診となります。 ★いわき地区のみ個別検診のほか、12月25日(金)午前中に県営復興公営住宅勿来酒井団地集会所で集団検診を実施します。					

【福島県外に避難している方】

昨年度と同様に実施します。(総合健診、がん検診ともに健診実施医療機関を予約していただきます)

避難先の医療機関で受診できます。「県民健康調査」のお知らせと①受診できる医療機関リスト②申し込み方法③申込書を同封して、7~8月にお送りする予定ですので、必ずご確認ください。

詳しい申し込み方法や受診等につきましては、お知らせの中にあります問い合わせ先(結核予防会予約センター)へご確認ください。

【問い合わせ先】 健康福祉課 健康づくり係 ☎0246-84-5205

お願い タブレット端末のご利用について タブレットは正しく使いましょう

町で貸与するタブレット端末は、全国に離れて暮らす町民の方のコミュニティの維持・発展と国や県、双葉町の迅速な情報提供を目的に国の支援を受けて導入されたものです。ふたばアプリでは、町からのお知らせで町のことを知る、カレンダーやコミュニティ広場で皆さまの今を知るなど、コミュニティ維持に役立っているものと考えております。

他にもカメラや脳トレをはじめとしたさまざまな機能がございます。タブレット端末を積極的にご利用いただき、コミュニケーションを図り、心と体の健康を目指しましょう！

タブレット端末の導入から6年が経過しました。状況の変化等で、町で貸与するタブレット端末を利用しなくなった場合は、下記のふたばアプリ運営サポートセンターまでご連絡ください。返却方法をご案内いたします。

タブレットについてのご相談は **通話料無料** の
ふたばアプリ運営サポートセンターまでご連絡ください

0120-274-280

受付時間 平日 9:00～18:00
(土日祝・年末年始を除く)

双葉地方広域市町村圏組合からのお知らせ

双葉町（鴻草地区）に設置の斎場「聖香苑」につきましては、東日本大震災及び原子力発電所事故により被災し、これまで休止しておりますが、令和3年度後半の再開を目指し、現在、除染作業をはじめとする復旧整備に取り組んでおります。住民の皆さまのご理解をよろしく申し上げます。

【問い合わせ先】 双葉地方広域市町村圏組合 環境衛生課 ☎0240-22-3333

公立双葉准看護学院 学院見学説明会

第1回 令和2年 8月1日(土) 午前10時～11時 予約締切：令和2年7月27日(月)

第2回 令和2年 10月3日(土) 午前10時～11時 予約締切：令和2年9月28日(月)

※上記日程が合わない場合、見学・相談随時受付中



【問い合わせ先】 公立双葉准看護学院 ☎0244-32-0990
〒975-0036 南相馬市原町区萱浜字巢掛場45-76



環境省 福島地方環境事務所からのお知らせ ～中間貯蔵施設について～

◇中間貯蔵工事情報センターについて

- ▶ 中間貯蔵工事情報センターは、新型コロナウイルス感染拡大防止のため3月から臨時休館しておりましたが、6月20日から開館しております。
- ▶ 中間貯蔵施設の様子をバスでご覧いただく見学会を月1回実施しています。7月は、31日(金)を予定しています。見学のお申し込み・お問い合わせは、中間貯蔵工事情報センター(☎0240-25-8377)までお願いします。

◇輸送について

双葉町内中間貯蔵施設の受入・分別施設等への輸送の状況は下記のとおりです。

・2020年度は、195,223m³搬入しています。(2015年からの累計は2,116,866m³) ※6月8日現在

◇保管場及び陳場下交差点の放射線監視

- ▶ 空間線量率の測定により、除染土壌等の搬入による周辺への影響は見られないことが確認されています。今後もしっかりと安全対策及び放射線の監視を行ってまいります。
- ▶ 中間貯蔵施設及び周辺モニタリングの結果については、以下のJESCO(中間貯蔵・環境安全事業株式会社)のHPで公表しております。(URL) <http://www.jesconet.co.jp/interim/operation/monitoring.html>



【問い合わせ先】 福島地方環境事務所 中間貯蔵部 中間貯蔵総括課 ☎024-563-1293



厚生労働省福島労働局委託事業「福島雇用促進支援事業」



福島広域雇用促進支援協議会からのお知らせ

【個人申込型】建設機械運転技能講習

- フォークリフト運転技能講習（4日間）

【日程】 7月28日（火）～7月31日（金） 締切…7月16日（木）

- 小型移動式クレーン運転技能・玉掛け技能講習（6日間）

【日程】 8月 4日（火）～8月 9日（日） 締切…7月26日（日）

- 共通事項 ※受講料・テキスト代無料

【定員】 各10名 【添付書類】 《自動車運転免許証のコピー》お持ちでない方はお問い合わせください。

【会場】 原町中央自動車教習所（みなみそうま建設機械講習所）南相馬市原町区錦町1-27

※感染症予防対策を講じて開催いたします。 ※申込締切後、当該事業の主旨に基づき厳正に選考し、選考結果は電話にてご連絡します。雇用保険受給者で証明書が必要な方に、参加証明書を発行します。

【企業申込型】もあります。日程、会場についてはお問い合わせいただくか、ホームページをご覧ください。



【企業申込型】雇用に係る支援制度研修会及び雇用確保セミナー

- 雇用に係る支援制度研修会

補助金や助成金の活用は企業にとって大きなメリット！国と県による、雇用に係る各種支援制度を学ぶ研修会を開催します。雇用の維持・充実のために、ぜひお役立てください。

【日程】 7月22日（水）（午前の部）10:00～12:00（午後の部）13:30～15:30

【会場】 かんぼの宿 いわき（いわき市平藤間字柴崎60）

【定員】 20社程度（1社1名まで） 締切…7月17日（金）

- 雇用確保セミナー 専門講師による、外国人労働者の採用事例等を学ぶセミナーを開催します。

会議システムによる開催を予定しています。

詳細については、お問い合わせいただくか、ホームページをご覧ください。



【問い合わせ先】

福島広域雇用促進支援協議会 福島統括窓口（福島市中町4番20号 みるゆうビル202号）

☎ 024-524-2121 FAX 024-524-2125



◆ 消防署からのお知らせ ◆ ⚠️ 風水害に備えましょう ⚠️

風水害が多い時期になりました。対策は万全ですか？日頃の備えがあなたの大切な人を守ることに繋がります！

日頃の対策が万全かチェックしてみましょう！

- 非常持ち出し品は準備できていますか？（懐中電灯、携帯ラジオ、救急薬品、衣類、非常用食品、飲料水など）
- ハザードマップで、危険箇所や避難場所を確認していますか？
- 瓦、アンテナ、雨樋、フロパングス容器などの屋外設置物が、風に飛ばされないようにしっかり固定されていますか？
- 側溝、排水路は掃除していますか？ 家族との連絡方法は決めてありますか？

命を守るための
3つの心得

1. ハザードマップで危険箇所を確認！
2. 雨が降り始めたらテレビ等で情報を確認！
3. 豪雨になる前に早めの避難！



火事と救急は119番 < 消防署連絡先 > ・浪江消防署 ☎0240-34-4111
・富岡消防署 ☎0240-22-2119

令和2年 夏の交通事故防止県民総ぐるみ運動

期間 7月16日(木)から
7月25日(土)までの
10日間

運動のスローガン: 交差点 命のきけんが かくれんぼ
【**年間スローガン**: みんながね ルールを守れば ほら笑顔】

主唱: 福島県、福島県交通対策協議会

◆◆ あなたの大切な遺言書を法務局が守ります ◆◆

令和2年7月10日(金)から、遺言の利用を促進し、相続をめぐる紛争を防止することを目的として、法務局で自筆証書遺言書をお預かりする制度が始まります。

詳しくは、法務省のホームページ(法務省遺言書保管で検索してください)をご覧ください。下記の問い合わせ先までお問い合わせください。

【問い合わせ先】 福島地方法務局いわき支局 ☎0246-23-1651

広報ふたば令和2年6月号の記載に誤りがありました。お詫びして訂正いたします。

P7 双葉町文化財調査委員の紹介(敬称略)

誤

氏名	備考
山本 正人	再任

正

氏名	備考
山本 正人	新任

P8 「ふたばスポーツフェスティバル2020」

誤 … 申し込み方法等については**広報ふたば7月号**でお知らせします。

正 … 申し込み方法等については**決定次第**お知らせします。

※新型コロナウイルス感染症の状況により、中止または延期となる可能性があります。

広報紙の発送について

「広報ふたば」「ふたばのわ」は、1居所につき1部送付しています。

ご家族が別々の場所に引っ越された場合や、同居するようになった場合など、広報紙の発送に関することは下記までご連絡ください。

【問い合わせ先】 秘書広報課 ☎0246-84-5202

避難先を移動された方へ

避難先を移動された方は「避難住民届」を提出してください。

※移動先の届出がないと、町からの広報紙、各種通知などの郵便物が届かなくなりますのでご注意ください。

【問い合わせ先】 戸籍税務課 ☎0246-84-5204

人のうごき5月分 敬称略

お誕生おめでとうございます

氏名	生年月日	保護者	行政区
<small>なかがわ あさひ</small> 中川 朝陽	4月29日	湧斗・幸枝	長塚一

お悔み申し上げます

氏名	年齢	死亡日	行政区
高倉早智子	85	4月24日	新山
加藤弘子	83	4月24日	山田
坂下俊子	71	4月24日	下長塚
岡田常雄	89	5月1日	三字

双葉町民の避難状況 (令和2年5月31日現在)

- ・福島県内に避難されている方 4,025人
- ・福島県外に避難されている方 2,798人

※平成23年3月11日時点の住民基本台帳人口から死亡者を引き、出生者と転入者を加えた人口を示しています。

連絡のついた方で、了承の得られた方のみ出生、死亡の方の名前を掲載しています。

なお、掲載を希望しない場合は秘書広報課までご連絡ください。

秘書広報課 ☎0246-84-5202



双葉の風だより

全国に避難されている皆さんから寄せられた
お便りの一部をご紹介します

【随想】新しい世界秩序の 構築を目指して

新型コロナウイルスが世界中に蔓延し、多数の方々がお亡くなりになり、さらに現在病床で治療を余儀なくされている多数の患者さんなどで、「医療システム崩壊」も懸念されているような状況でしたが、医療関係者の献身的な努力で危機を脱することができましたことにつきまして、関係者に対し深く感謝申し上げます。

さて、今後は「第二波流行」への備えが重要でありますので、これからは「PCR検査」の拡充や充実などの対応が求められます。

また、治療薬や予防ワクチン開発には、かなりの時間を要する状況なので外出を控える等、各自これまで以上の良識ある対応が求められるのではないのでしょうか。

幸い我が国は現時点でのデータに拠れば、人口当たりの罹災者・死亡者の数値が低く抑えられていますので、世界各国が注目し一部では我が国の「生活習慣」を賞賛する報道もなされており、これ以上悪化することなく、東京オリンピックも無事開催されますようにお祈りしております。

最後に「新型コロナウイルス」発生に関する責任追及が、メディアや国際会議などでも取り上げられるなど、国際的な紛争も懸念されるような状況ですが、「世界平和確立」こそが、世界中の人々に「幸せを齎す」最大の「贈り物」であることを再確認し、各国指導者の方々には、良識ある言動や対応を切にお願い申し上げます。

令和2年6月 古室 仁（浜野）

巣ごもりからのストレス解消に、三密のリスクが少ない軽登山を計画し、山つつじで知られている小野町の「高柴山（884m）」に登ってきました。

当日は、文字通りの五月晴れ、瑞々しい新緑が目映く輝き、木漏れ日の下、整備された登山道をゆっくり歩くこと約40分で頂上に到着しました。

なだらかで広々とした山頂には、今盛りと咲き誇る山つつじの群生する光景が、見事で圧巻でした。ファミリーやグループが、山つつじの木陰で、三々五々休憩し、とても穏やかに感じました。

この日は、良い汗をかき、運動不足を補うとともに、とても爽やかな時間に癒され、明日からの活力源となりました。

令和2年5月吉日 大橋 庸一（細谷）



【文芸】

俳句

・ 春キャベツ 千切り枕 初がつお
 ・ 散歩道 土筆んぼうが 揃い踏み
 ・ 一日の 労れをいやす 菖蒲の湯

川柳

・ 蟻の列 さける足元 ふらっと来

里謡

・ 入梅の晴れ間の 色鮮やかに
 鴨の列なす あやめ池

今泉 禮子（長塚二）

うえすぎ かいと

上杉魁人くんは学校の授業で本の感想文を書くことになり、「私たちの証言集 双葉町を襲った放射能からのがれて」を読んでこれを書きました。

「この事故は人災と判断されましたが、住民への心ない言葉こそが人災なのではないかと僕は思います」
中学2年生の文章です。皆さん読んでみてください。

現在、上杉魁人くんは早稲田大学本庄高等学院2年生です。

転載することについては、本人の了解を得ています。

目黒 とみ子(山田)

原発避難者の生の声を聴いて「わたしたちの証言集 双葉町を襲った放射能からのがれて」を読んで

目黒中央中学校2年 上杉 魁人(東京)

夜9時。筑波大学で天体観測を終えた僕は、翌日の宮城教育大学での科学教室に参加するため、母の運転で仙台へと向かった。

翌日、母の在米時代の友人がたまたま仙台の実家に一時帰国しているとのことで、お宅を訪ねることになった。その友人のお母様が80才を過ぎてなお執筆や講演会で活躍されている小野和子さんだった。「謹呈」ののしが挟まれた著書を数冊くださった中に一冊だけ、のしのついていないこの証言集があった。「原発事故以来、様々なところを点々としながら避難生活を続けてこられた双葉町の方々が、ここ仙台にもいらっやいます。双葉町の「双葉」と宮城県花の「萩」をとって「双萩会」と名付けられた集まりがあって、その中のお一人の目黒とみ子さんという方が、わたくしたちの「みやぎ民話の会」に参加して下さるようになりましたの。その方から『あの日』のことやその後のご苦労をお伺いするうちに、私は語り継ぐものとしてこの体験談を書き残さなくてはならないと思いましたの。そうして目黒さんをお願いして双萩会の方々の生のお声を聞いて記録していただきました。とても貴重な証言集なんです」

灰紫色の海と空。不気味な感じを覚える表紙の写真をじっと見つめながら、僕は小野さんからその本を受け取った。

証言集には44名の方の生の声が記録されている。僕は知らない地名が付記された地図と照らし合わせながら読み進めていった。最初は活字上の体験談として客観的な視点で読んでいたが、途中から地図を見返すこともなくなり、段々と自分もそこにいたかのような臨場感でのめり込んでいった。それは時系列で淡々と語られるノンフィクションだからこそ、人々が体験したことが僕にダイレクトに伝わってきたのだと思う。

3月11日に東日本大震災が発生し、追い打ちをかけるように起きた原発事故。みな着のみ着のままで一時的避難したつもりが、そのまま自宅にも故郷にも帰れなくなってしまった。平穏で幸せな日常を突然断ち切れ、期限を区切って次々と避難所を回る生活。親戚や知人を頼って全国津々浦々、転居を繰り返す。60代、70代の証言者が最も多く、子や孫たちと暮らしていたのに家族がばらばらになってしまった人も少なくない。過酷な避難生活の間に体調を崩したり亡くなった方もいる。大切な人と離れ離れになったり、仕事も生活も故郷も失った被災者の方々の悲痛な生の声の根底には、家族への愛情、望郷の念、将来の不安、この理不尽な状況への怒りや不満の矛先が定められない悶々とした思い、そしてお世話になった方々への感謝の念というものが共通してあると感じた。付記された資料によると、全国に避難している双葉町民は約7000人にのぼる。

原発事故を人災だと言う人もいる。ニュースを見ていても、原発が悪い、東電が悪い、国が悪いと責任のなすりつけ合いだ。でも60代のある男性は「原発誘致のおかげで、出稼ぎに行っていた人たちの仕事もでき、町との共存共栄は絶対的だった」と証言している。今、福島出身だからと差別したりいじめたりする心無い人間の言動こそ人災だと思う。

今回僕がこうして偶然手にした証言集によって、今までどこか他人事だった被災地や避難者をぐっと身近に感じられたように、一人でも多くの人に生の声を聞いて欲しい、特に次世代を担う僕たちが自ら見聞し、何が出来るのか、将来への教訓は何かをしっかりと考えなくてはならないのだ。来年の修学旅行は皆と被災地を訪れたいとさえ思った。

小野さんの信念に基づいた行動で、こうして多くの人々の心を動かしたことに僕は感動し、勇気もいただいた。僕にもできる、力になれることがきっとある。まずは被災された方々の現実と正しい情報に常に関心を持ち、心を寄せて一人一人ができることをしていく、それが一番重要なことだ。「人生はどんな道に会おうと、歩き続けていくうちに光に満たされていくのではないかと思います。暗ければ暗いほど、光が見えてくるのかもしれませんが」目黒さんが励まされたという小野さんの言葉は、僕の脳裏にも深く刻まれている。

※紙面の都合上、ご本人の了解を得て、一部省略しています。

記録として次の世代へ

ふるさと

絆通信

第87号



ずっと、ふるさと。双葉町。



双葉町を忘れない

平成23年3月11日に発生した東日本大震災、そして東京電力福島第一原子力発電所の事故により、私たち双葉町民はふるさと双葉町を離れ、今もなお全国に分かれて避難生活を送っています。

先のない不安な生活の中で、町民の皆さんが毎日をどのような思いで過ごし、ふるさと双葉町への思いを抱き続けているのかを、皆さんの声をお聴きしながら「ふるさと絆通信」として連載していきます。

そして「ふるさと絆通信」を通して、皆さんの双葉町への思いと心の絆がより一層深まることを期待いたします。



「ふるさと絆通信」で

あなたの想いを伝えてみませんか。

ふるさと絆通信では、避難されている皆さんへ想いを伝えていただける方を募集しています。

避難生活での活動や日々の生活の中で感じていること、ふるさと双葉町への想いをこのコーナーでお話ください。双葉町民の方ならどなたでも結構ですので、ご連絡をお待ちしています。

株式会社鹿島印刷所（南相馬市）の記者が町民の皆さんの避難先を訪問し、インタビュー取材をさせていただきます。

掲載する文章は、その内容をもとに記者が作成しますので、インタビューをお受けいただいた方が文章を作成する必要はありません。

【問い合わせ先】 秘書広報課
☎ 0246-84-5202



いのい のりひさ
猪井 紀寿さん

(新山)



●避難先●

福島県いわき市

環境問題や資源・エネルギーへの関心

今では、リサイクル原料を利用した製品が数多く発売され、コンビニの店頭でさえ、缶など金属資源の分別回収が普通に行われているなど、環境問題との関わりは日常生活の一部になっています。

私が小学校高学年から中学生の頃、それらの問題が地球的課題として認識されるようになる中、CO2排出削減や資源・エネルギーについて関心を持つようになりました。そして、高校入学後、理系科目が得意だったことも重なり、大学は環境分野を勉強できる学部に進みました。

教育実習は町の避難先で

大学では、環境に関する勉強の傍ら、中学・高校の理科教師を目指して教職課程を履修しました。同課程で教育実習は必須ですが、すでに双葉町は帰還困難区域に指定されていたため、母校での履修はできません。しかし、町の集団避難により多くの双葉町民が生活し、その子どもたちも通学している埼玉県加須市立騎西中学校で実習することができました。

故郷から遠く離れたところでの実習でしたが、当時、同校や騎西小学校には、原発事故による長期広域分散避難への措置として「併任」というかたちで双葉町立小・中学校の先生方が勤務していたおかげで、見知らぬ土地の学校であるにもかかわらず、

心細くなるようなことはありませんでした。

避難先で始まった教員生活

大学を卒業してから福島県内に戻りたいと考えていました。当初、避難先でお世話になった恩返しになればという気持ちで、卒業後は理科教師として、埼玉県内の中学校に勤務しましたが、後に、福島県の教員採用試験に応募し、今年度から本県教諭となりました。

転出までの5年間、越谷市立南中学校に勤務し、前年度は2年生の担任でした。新型コロナウイルス感染症拡大による休校で、生徒にお別れを伝えられたのは、3月下旬の学年度末登校日となりました。

故郷の学校で教壇に

避難から10年を目前に、双葉中学校で新たな第一歩を踏み出すことができました。1年生7人を受け持っています。入学式・新学期の開始から1週間後、緊急事態宣言により在宅学習となりました。学習機会の確保などが心配された一方、当町の学校にはIT環境が整備されているため、オンライン授業も順調に進み、特段の支障もなく6月1日の通常授業再開を迎えることができました。

これまでと違い少人数制の学級や、コロナウイルス対策など、初めての経験ばかりですが、将来への希望を託せる人づくりに向かってチャレンジを続けたいと思います。

なつかしの

今月のベストスマイル



平成20年度双葉町敬老会でフラダンスを披露したフラダンスサークルの皆さんの笑顔です。



編集後記

今月の表紙は、ふたば幼稚園の園児が手洗いをする様子です。園児たちは園庭で水遊びを楽しんだあと、手洗いチェッカーを使って普段の手洗いのあと洗い残しがないかチェックしました。爪の間や手の甲のしわなどの洗い残ししやすい部分について「猫さんの手で爪の間を洗う」「亀さんの手で手の甲を洗う」など、手洗いの基本を先生と一緒に教わりました。もう一度洗い残ししやすい部分を意識してしっかりと手洗いを行いました。園児たちは手洗いの習慣が身につけていて、手洗いチェッカーでの洗い残しもほとんどなく、手洗いのあとはペーパータオルでしっかりと手を拭き、給食をみんなで一緒に食べました。

外での長時間の取材が少なくなつたため、体力の衰えを感じ、なるべく歩くように心がけていましたが、最近蒸し暑くなつてきたため、夜に散歩をするようになりました。夜の散歩にはLED点滅ライトを携行し、交通事故に遭わないように気を付けています。



連絡先

- **いわき事務所**
〒974-8212
福島県いわき市東田町二丁目19-4
☎ 0246-84-5200
FAX 0246-84-5212
✉ futaba@town.futaba.fukushima.jp
- **郡山支所**
〒963-8024
福島県郡山市朝日一丁目20番2号
☎ 024-973-8090
FAX 024-933-5120
✉ fukushima@town.futaba.fukushima.jp
- **埼玉支所**
〒347-0105
埼玉県加須市騎西36番地1 加須市騎西総合支所2階
☎ 0480-53-7780
FAX 0480-53-7266
✉ saitama@town.futaba.fukushima.jp
- **コミュニティーセンター連絡所** (午前9時～午後4時)
〒979-1471
福島県双葉郡双葉町大字長塚字町西39-22
☎ 0240-23-0051
FAX 0240-23-0052
- **南相馬連絡所** (午前8時30分～正午、午後1時～午後5時15分)
〒975-0039
福島県南相馬市原町区青葉町2-26-2
(浪江町役場南相馬出張所内2階)
☎ 0244-32-1275
FAX 0244-32-1277
- **つくば連絡所** (月・火・水 午前9時～午後5時)
〒305-0044
茨城県つくば市並木3丁目1 551棟
☎/FAX 029-854-7511

- **双葉町公式ホームページ**
<https://www.town.fukushima-futaba.lg.jp/>
- **双葉町公式YouTubeチャンネル**
<https://www.youtube.com/user/futabakoho>

- **双葉町復興ポータルサイト**
<https://www.futaba-fukkou.jp/>
- **双葉町公式ブログ「ブログふたばのわ」**
<https://futabanowa.wordpress.com/>

